

熊本県建築物全体計画認定要項

(目的)

第1条 この要項は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の8の規定に基づく全体計画認定に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「全体計画認定」とは、法第86条の8第1項又は第3項の規定により知事が認定を行うことをいう。

2 この要項において「申請者」とは、全体計画認定の申請をしようとする者をいう。

3 この要項において「認定建築主」とは、法第86条の8第1項又は第3項の規定により認定を受けた者をいう。

4 この要項において「既存不適格部分」とは、全体計画認定の申請時点において法第3条第2項の規定の対象となる既存建築物の部分をいう。

5 この要項において「耐震評価機関」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項に規定する耐震改修の計画の認定を行うために耐震改修計画の評価を適切に行うことができる機関として所管行政庁が指定したもの等をいう。

6 この要項において「図書省略認定制度」とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第10条の23第1項等の規定に基づく国土交通大臣の認定（平成20年4月17日付け国住指第224-1号及び224-2号）により、既存建築物の部分に係る構造関係図書の提出を省略することをいう。

(事前協議)

第3条 申請者は、全体計画の概要及び認定方法について、あらかじめ、知事に協議するものとする。

2 前項の規定による協議は、別記第1号様式の正本1通及び副本1通に、それぞれ次の各号に掲げる図書及び書類を添えて行うものとする。

(1) 規則第10条の23に定める図書及び書類

(2) 認定申請理由書（別記第2号様式）

(3) 既存部分に係る次に掲げる図書

ア 建築確認済証及び検査済証の各写し又は既存部分の現況に関する資料

イ 既存不適格調書（別記第3号様式）

ウ 既存部分が平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめる場合は、耐震評価機関が発行する耐震診断の評価書の写し

エ 既存不適格部分の改修工事計画書（別記4号様式）及び改修工事の図面

(4) 工事計画工程表

(全体計画の認定申請)

第4条 申請者は、全体計画認定の申請に当たって、規則別記第67号の3様式による申請書の正本1通及び副本1通に、それぞれ次の各号に掲げる図書及び書類(正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)を提出するものとする。

- (1) 規則第10条の23に定める図書及び書類
- (2) 認定申請理由書(別記第2号様式)
- (3) 増築部分が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合(建築士法(昭和25年法律第202号)第20条の2の規定の適用がある場合を除く。)にあっては、同法第20条第2項に規定する証明書の写し
ただし、法第20条第1項第1号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物にあっては、証明書の写しの一部である構造計算書を要しないものとする。
- (4) 増築部分が法第6条の3第1項に基づく構造計算適合性判定の対象となる場合にあっては、当該判定の結果通知書の写し
- (5) 図書省略認定制度を活用しようとする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 図書省略認定の認定書の写し
 - イ 図書省略認定にあたって指定する図書の写し
- (6) 既存部分に係る次に掲げる図書
 - ア 建築確認済証及び検査済証の各写し又は既存部分の現況に関する資料
 - イ 既存不適格調書(別記第3号様式)
 - ウ 既存部分が平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめる場合は、耐震評価機関が発行する耐震診断の評価書の写し
 - エ 既存不適格部分の改修工事計画書(別記第4号様式)及び改修工事の図面
- (7) 工事計画工程表

(審査)

第5条 知事は、既存部分及び増築部分について全体計画に係る全ての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が法の規定に適合するかどうかを審査するものとする。なお、審査にあたっては、平成19年国土交通省告示第835号第1の規定及び全体計画認定に係るガイドライン(平成20年4月17日付け国住指第225号)に基づき審査をするものとする。

(認定建築主の変更届け出)

第6条 全体計画認定に係る工事完了前に認定建築主の変更があったときは、変更後の認定建築主は、速やかに、当該全体計画認定に係る認定通知書の写しを添えた認定建築主変更届(別記第5号様式)を知事に提出するものとする。

(工事完了の届け出)

第7条 認定建築主は、全体計画認定に係るそれぞれの工事が完了したときは、その旨をそれぞれの工事が完了した日から4日以内に到達するように、全体計画認定に係る工事完了届(別記第6号様式)を知事に届け出るものとする。ただし、法第7条第4項、法第7条の2第4項及び法第18条第17項の規定による検査を受けたものにあつては、この限りではない。

2 認定建築主は、全体計画認定に係る法第6条の2第1項に規定する確認済証、法第7条の2第5項に規定する完了検査済証及び法第7条の3第5項に規定する中間検査合格証の交付を受けたときは、その旨を当該証の交付を受けた日から4日以内に到達するように、当該証の写しを添えて全体計画認定に係る手続き完了届(別記第7号様式)を知事に届け出るものとする。

3 知事は、前2項の届け出を受けたときは、必要に応じて検査を行うものとする。

(定期報告)

第8条 認定建築主は、全体計画認定に係る全ての工事が完了するまでの間、工事状況報告書(別記第8号様式)を知事に提出するものとする。

2 前項の報告は、全体計画認定通知書を受けた年度の翌年度から毎年度1月1日から3月31日までにを行うものとする。

(軽微な変更)

第9条 認定建築主は、法第86条の8第3項に規定する軽微な変更を行う場合は、軽微な変更届(別記第9号様式)を知事に提出するものとする。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、建築物の全体計画認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成21年7月31日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年6月30日から施行する。